証券コード　1924

平成18年６月７日

株　主　各　位

大阪府豊中市新千里西町１丁目１番４号
パ　ナ　ホ　ー　ム　株　式　会　社
取締役社長　田　尻　勝　彦

第49回定時株主総会招集ご通知

拝啓　ますますご清祥のこととお慶び申しあげます。

　さて、当社第49回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

　なお、当日ご出席願えない場合には、郵送またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、「議決権を行使される場合のお手続について」(42頁から43頁まで）をご参照のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1．日　　時　　**平成18年６月29日（木曜日）午前10時**

2．場　　所　　大阪府豊中市新千里西町１丁目１番４号
　　当社14階会議室　(末尾記載の会場ご案内略図ご参照)

3．会議の目的事項

報 告 事 項
1. 第49期（平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで）営業報告書、連結貸借対照表および連結損益計算書ならびに貸借対照表および損益計算書の内容報告の件
2. 会計監査人および監査役会の第49期連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

第１号議案　第49期利益処分案承認の件

第２号議案　定款一部変更の件

第３号議案　取締役６名選任の件

第４号議案　監査役２名選任の件

第５号議案　退任取締役および退任監査役に対する退職慰労金贈呈ならびに取締役および監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

第６号議案　取締役および監査役の報酬額変更の件

以　上

当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

株主総会招集通知添付書類
営　業　報　告　書

（平成17年４月１日から
平成18年３月31日まで）

１．営業の概況

(1) 企業集団の営業の経過および成果

当年度のわが国経済は、企業収益の改善を背景に、設備投資や個人消費などの民間需要が主導する緩やかな回復を続けてまいりました。住宅市場におきましては、持家需要の減少傾向が続いておりますものの、主に分譲・貸家需要が住宅着工戸数全体を下支えしながら推移いたしました。

このような状況のなかで、当社グループは、人と地球にやさしい「エコライフ住宅」のコンセプトを住まいづくりの基本として、安全・安心、健康・快適、創エネ・省エネをテーマに、主力の戸建住宅事業、資産活用事業、リフォーム事業を展開してまいりました。これら事業展開とともに、国内外の製造子会社を再編することにより、経営と投資の効率化を進めてまいりました。

一方、今後のさらなる成長性確保とより強固な企業体質の構築に向けて、本社・スタッフ部門から営業第一線へと人員を大幅にシフトいたしました。

戸建住宅事業

戸建住宅事業につきましては、「エコライフ住宅」を基本とする営業・商品戦略を積極的に展開することにより受注促進を図ってまいりました。

営業面におきましては、既存展示場のリニューアルを加速するとともに、「エコライフ住宅」をトータルに提案できる複合型展示場「エコライフパーク」を本社・筑波の両工場に続き九州工場にも新設するなど、「エコライフ住宅」の特徴を体感できる施設を拡充いたしました。また、これら施設に加え、コンサルティング型ショールーム「住まいとくらしの情報館」や完成・工事現場を有効かつ機能的に活用することにより、受注拡大に大きく貢献いたしました。そして、実物の住宅を使用した振動実験を繰り返し行うことによりパナホームの高い耐震性能を実証するなど、特に耐震・安心の強みの訴求に努めてまいりました。

商品面におきましては、光触媒技術を活用して外観のメンテナンス機能を向上させた総タイル貼りの「エルソラーナ　キラテックＮＥＷ」を発売するとともに、積雪寒冷地向けにも光触媒タイル外壁の「ソラーナ」として新たに展開を開始し、「エコライフ住宅」商品の受注拡大に寄与いたしました。また、都市型採光システムや屋上スペースを有効活用できる都市型３階建住宅を発売いたしました。さらに、環境配慮とユニバーサルデザインの融合による「新たなくらし価値」を提案する試みとして、松下グループの技術とノウハウを結集した次世代情報受発信拠点「Eco & Ud House (イーユーハウス)」の開設に参画してまいりました。

一方、分譲事業におきましては、ソーラー発電システムとホームセキュリティを全戸に完備した「パナホームシティ西神南Ⅱ」の開発・分譲をはじめ、分譲マンションの販売を首都圏地区に続き関西地区においても新たに開始いたしました。

資産活用事業

資産活用事業のうち賃貸住宅につきましては、多様化する都市の賃貸ニーズに対応する「ソルビオスメゾン」を発売するとともに、入居者のニーズに最適な空間提案で応える「ライフスタイルプラス」を整備し、土地所有者に対する事業提案力を強化してまいりました。また、入居希望者向け専門サイトの開設など、当社グループの不動産流通ネットワークを活かして、賃貸住宅オーナーの生涯安定経営を支援する体制を拡充いたしました。

医療・福祉分野におきましては、平成17年10月に、住宅業界で初めての設計・施工・自社運営による複合型介護付有料老人ホーム「ケアビレッジ千里・古江台」を大阪に開設いたしました。ここで培ったノウハウを活かし、運営事業者に一貫した提案ができるトータルサポート体制の構築をめざしてまいります。

一方、住友信託銀行株式会社との提携により、「遺言信託」に加えて「遺産整理」業務の取扱いを開始するなど、お客様の生涯設計に貢献できるコンサルティング体制の整備に努めてまいりました。

リフォーム事業

リフォーム事業につきましては、各地の建築家とともに新たな住空間を提案する「匠のリフォーム」の全国展開に加え、インターネットを活用した営業活動を開始するなど、「エコライフリフォーム」のコンセプトのもと、コンサルティング型営業の強化に注力いたしました。

パナホームにお住まいのお客様からは、自然素材の風合いを活かした「ＥＬタイル」による外観リフォーム提案がご好評をいただきました。また、吸放湿効果の高い稚内珪藻土の塗壁「エコかべくん」を提案して、健康・快適の強みを訴求いたしました。さらに、松下グループのショールームにおいて引き続きリフォームフェアを開催するなど、安定的なリフォーム受注の確保に取り組んでまいりました。

このように、受注向上に向けた施策を実施いたしました結果、「エコライフ住宅」のコンセプトが市場に浸透したことなどの効果も現れ、連結受注高は、前年度に比べ12.7%増の2,837億１千２百万円、連結売上高は、前年度に比べ3.2%増の2,722億９千４百万円となりました。利益面におきましては、一部資材価格の高騰による影響を受けましたものの、コスト合理化活動の全社的な取組み継続により、連結営業利益は、前年度に比べ22.7%増の37億３千８百万円、連結経常利益は、前年度に比べ31.8%増の47億４千４百万円となりました。一方、連結当期純損益は、特別転進支援制度の実施などに伴う構造改革費用47億２千９百万円、減損会計の適用による減損損失15億２千７百万円を特別損失として計上し、27億１百万円の損失となりました。

なお、当社グループは、これまで「エコライフ住宅」を提唱する企業として、地球環境共生活動に取り組んできておりますが、このたび、国内工場に続き全国の支社・支店および販売会社55拠点におきまして、新築施工現場から発生する廃棄物のゼロエミッション化を達成いたしました。

[企業集団の部門別受注高および売上高]

部　門　区　分	前年度繰越受　注　高	当年度受注高	当年度売上高	次年度繰越受　注　高
	百万円	百万円	百万円	百万円
建　築　請　負　部　門	111,836	195,524	187,504	119,856
不　動　産　事　業　部　門	2,762	48,125	45,553	5,334
住宅システム部材販売部門	21,997	40,062	39,236	22,823
合　　　　　計	136,596	283,712	272,294	148,014

(注) 1．記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2．各部門区分の事業内容については、「２．会社の現況　(1) 企業集団の主要な事業内容」に記載しております。

[企業集団の設備投資の状況]

当年度は、グループ横断的な設計・営業業務の強化・拡充および効率化を狙ったソフトウェア開発のほか、工場生産設備の合理化などを対象に総額19億４千４百万円の設備投資を実施いたしました。

[企業集団の資金調達の状況]

当年度の所要資金は、手元資金によって充当いたしました。

(2) 企業集団の今後の見通しと対処すべき課題

今後の見通しといたしましては、雇用・所得の改善を追い風に、民間需要主体の景気回復が緩やかに持続するものと思われます。しかしながら、原油価格の高騰や金利の上昇なども懸念され、経営環境はなお予断を許さない状況が続くものと予想されます。

このようななかで、当社グループは、人と地球にやさしい住まいをお届けするエコライフ、リフォームで住まいのご要望にお応えするリライフ、医療・福祉分野で社会に貢献するエイジングライフという３つのライフを強みとして主力事業を展開することにより成長戦略を加速いたします。

そのために、営業担当者の増強と適正配置・育成を進めるとともに、「エコライフ住宅」の拡大に向けた商品・技術開発に重点的に取り組んでまいります。また、「家をつくるならパナホーム」と言われる信頼度№１企業をめざし、アフター・メンテナンスのサービス体制を再構築してお客様第一の企業風土を定着させてまいります。そして、これら施策を実行することにより、お客様の様々なライフステージやニーズに対応した住環境を提案できる「住まいとくらしの総合産業」を実現してまいります。

一方、リスクマネジメントの実践をはじめ、あらゆる事業活動に潜むコストを徹底的に排除して収益力の向上を図る「コストバスターズ」の活動に積極的に取り組み、経営体質を一層強化いたします。また、個人情報保護対策の徹底などコンプライアンスのさらなる強化を図り、企業としての社会的責任を果たしてまいる所存でございます。

何卒、株主の皆様には今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(3) 企業集団および当社の営業成績および財産の状況の推移

① 企業集団の営業成績および財産の状況の推移

区分＼年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度(当年度)
受注高（百万円）	258,660	265,670	251,729	283,712
売上高（百万円）	252,706	263,754	263,826	272,294
経常利益（百万円）	△ 4,829	988	3,599	4,744
当期純利益（百万円）	△ 10,499	1,133	3,771	△ 2,701
１株当たり当期純利益（円）	△ 62.40	6.75	22.48	△ 16.10
総資産（百万円）	236,349	232,146	233,365	214,018
純資産（百万円）	125,451	120,643	122,273	117,106
１株当たり純資産（円）	747.31	718.79	728.67	697.89

(注) 1．百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2．△印は損失を示しております。

平成14年度は、経営構造改革を断行するとともに、戸建住宅事業、資産活用事業、リフォーム事業を事業の柱と位置づけ、「住まいとくらしの総合産業」の実現に向けて体制を整備してまいりましたが、平成13年度に比べ、売上高は97.9%にとどまりました。経常損益は48億2千9百万円の損失、当期純損益につきましては、主要な連結子法人等28社の合併に伴う経営構造改革費用を特別損失に計上したことにより、104億9千9百万円の純損失となりました。

平成15年度は、主力の戸建住宅事業、資産活用事業、リフォーム事業へ重点的に経営資源を投入し、コア事業の基盤強化に取り組むとともに、当社グループにおける新たな商品戦略として「エコライフ住宅」を住まいづくりの基本コンセプトと位置づけることにより、お客様にとって魅力ある商品の開発に注力いたしました。このように、受注向上に向けた施策の効果が徐々に現れ、平成14年度に比べ、受注高は102.7%、売上高は104.4%となりました。また、経常利益は9億8千8百万円、当期純利益は11億3千3百万円と、利益を確保することができました。

平成16年度は、主力の戸建住宅事業、資産活用事業、リフォーム事業を展開するとともに、経営全体のプロセス品質を向上させる「経営品質向上プログラム」の実践を開始して、お客様や市場を原点とした経営の仕組みづくりに注力いたしましたが、特に持家市場の低迷が尾を引き、平成15年度に比べ、受注高は94.8%、売上高はほぼ横ばいとなりました。一方、コスト削減の徹底が全社横断的に浸透した結果、平成15年度に比べ、経常利益は364.1%、当期純利益は332.7%となりました。

平成17年度（当年度）の状況につきましては、前記「(1) 企業集団の営業の経過および成果」に記載のとおりであります。

② 当社の営業成績および財産の状況の推移

区分＼年度	平成14年度 (第46期)	平成15年度 (第47期)	平成16年度 (第48期)	平成17年度 (当　期)
受注高（百万円）	196,223	259,084	244,374	275,235
売上高（百万円）	196,473	256,666	257,149	263,953
経常利益（百万円）	△ 3,471	1,701	3,222	4,266
当期純利益（百万円）	△ 6,371	112	3,293	△ 3,495
１株当たり当期純利益（円）	△ 37.86	0.67	19.62	△ 20.83
総資産（百万円）	227,284	222,095	222,264	200,232
純資産（百万円）	119,095	113,175	114,256	108,431
１株当たり純資産（円）	709.29	674.15	680.75	646.05

(注) 1.　百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2.　△印は損失を示しております。
3.　当社は、平成14年10月１日に主要な連結子法人等28社を合併いたしました。

２．会社の現況

(1) 企業集団の主要な事業内容

建築請負部門	戸建住宅・賃貸集合住宅などの建築工事、リフォーム工事の請負および施工
不動産事業部門	分譲用土地・建物およびマンションの販売、不動産の売買仲介・賃貸管理
住宅システム部材販売部門	工業化住宅「パナホーム」のシステム部材の製造および販売

(2) 企業集団の主要な拠点等

(平成18年３月31日現在)

当　社　本　社	大阪府豊中市新千里西町１丁目１番４号
営　業　拠　点	
[北海道地区]	当社　北海道支店
[東 北 地 区]	当社　東北支店、福島支店
[関 東 地 区]	当社　茨城支社、埼玉支社、千葉支社、東京東支社、東京支社、東部リライフ支社、首都圏環境開発支社、首都圏特建支社、神奈川支社、神奈川中央支店 ㈱パナホーム北関東、㈱パナホームセキショウ、埼玉西パナホーム㈱、㈱パナホーム多摩、神奈川西パナホーム㈱、㈱ナテックス
[中 部 地 区]	当社　新潟支店、北陸支店、信濃支店、愛知東支店、名古屋支社、中部環境開発支店、中部特建支店、中部リライフ支店、岐阜支店 ㈱パナホーム山梨、㈱パナホーム東海、㈱パナホーム長野中央、㈱パナホーム静岡、㈱パナホーム知多、㈱パナホーム愛岐
[近 畿 地 区]	当社　三重支社、奈良支社、大阪支社、大阪北支社、近畿環境開発支社、近畿リライフ支社、近畿特建支社、大阪南支店、阪神支店 ㈱パナホーム伊賀、㈱パナホーム滋賀、京都パナホーム㈱、㈱パナホーム兵庫、イーアンドエー設計㈱
[中四国地区]	当社　岡山支社、備後支店、広島支社、山口支店、香川支店、愛媛支店、高知支店
[九 州 地 区]	当社　西部リライフ支店、福岡支社、鹿児島支店、沖縄支店 ㈱パナホーム北九州、㈱パナホーム大分、㈱松栄パナホーム熊本
製　造　拠　点	当社　本社工場（滋賀県東近江市） 筑波工場（茨城県つくばみらい市） 静岡工場（静岡県菊川市） 九州工場（福岡県三井郡大刀洗町） ビ・ホーム畳工業㈱（静岡県静岡市） パナホーム テック（マレーシア）センディリアン バハッド（マレーシア ケダ州）
研　　究　　所	当社　住宅研究所（滋賀県東近江市）

(3) 株式の状況（平成18年３月31日現在）

① 会社が発行する株式の総数 596,409,000株

② 発行済株式総数 168,563,533株

③ 株主数 11,734名

④ 大株主

株主名	当社への出資状況		当社の当該株主への出資状況	
	持株数	出資比率	持株数	出資比率
	千株	%	千株	%
松下電器産業株式会社	45,518	27.00	—	—
松下電工株式会社	45,518	27.00	297	0.03
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	6,724	3.98	—	—
全国共済農業共同組合連合会	3,697	2.19	—	—
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,286	1.94	—	—
モルガンスタンレーアンドカンパニーインク	3,063	1.81	—	—
株式会社三井住友銀行	2,358	1.39	—	—
パナホーム社員持株会	2,036	1.20	—	—
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウンツ イー アイエスジー	1,802	1.06	—	—
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー505019	1,591	0.94	—	—

(注) 1. 株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社は商法第241条第3項の規定により、松下電工株式会社への議決権を有しておりません。
3. 当社は株式会社三井住友銀行の株式を直接保有しておりませんが、同社の持株会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの株式526株（出資比率0.00%）を保有しております。

⑤ 自己株式の取得、処分等および保有

[取得株式]	普通株式	73,224株	取得価額の総額	54,471千円
[処分株式]	普通株式	71,573株	処分価額の総額	32,839千円
[決算期における保有株式]	普通株式	725,921株		

(注) 当期において、失効手続きをした自己株式はありません。

(4) ストックオプションとしての新株予約権発行の状況（平成18年３月31日現在）

現に発行している新株予約権（平成18年３月31日現在権利未行使分）

平成14年10月２日発行の新株予約権
(平成14年６月27日定時株主総会決議ならびに平成14年９月24日取締役会決議)

1.	新株予約権の数	250個
2.	新株予約権の目的となる株式の種類および数	普通株式 250,000株
3.	各新株予約権の発行価額	無償

平成15年10月２日発行の新株予約権
(平成15年６月27日定時株主総会決議ならびに平成15年９月24日取締役会決議)

1.	新株予約権の数	300個
2.	新株予約権の目的となる株式の種類および数	普通株式 300,000株
3.	各新株予約権の発行価額	無償

(5) 取締役および監査役の状況

(平成18年３月31日現在)

地　　位	氏　　名	担当または主な職業
※取締役社長	田尻勝彦	
※取締役副社長	古賀新也	経営企画、広報宣伝、品質・環境、人事、法務・総務 担当
取締役	池田孝昭	経営管理担当
取締役	阿児洋之	生産本部長
取締役	木野下有司	営業本部長
取締役	矢野元之	全社技術担当
監査役	慶野雅彦	常勤
監査役	濵口守	常勤
監査役	川口和三	松下電器産業株式会社 常任監査役

(注) 1.　※印は、代表取締役であります。

2.　監査役 濵口 守および監査役 川口和三は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第１項に定める社外監査役であります。

3.　当期中の取締役および監査役の異動は、次のとおりであります。
・退任
平成17年６月29日開催の第48回定時株主総会終結の時をもって、横川 功氏は監査役を任期満了により退任いたしました。

(6) 企業集団および当社の従業員の状況（平成18年３月31日現在）

① 企業集団の従業員数

従業員数	前年度末比増減
5,978名	515名減

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
5,403名	495名減	37歳６月	13年７月

(注) 従業員数は、出向者数（193名）を除いて記載しております。

(7) 企業結合の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は松下電器産業株式会社であり、当社の議決権の54.8%（間接所有を含む）を所有しております。なお、当社は親会社の販売会社を通じて製品等を購入しております。

②　重要な子法人等および関連会社の状況

(平成18年３月31日現在)

会　　社　　名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
	百万円	%	
(子法人等)			
埼玉西パナホーム株式会社	30	78.3	パナホームの施工・販売
株式会社ナテックス	300	55.0	外構・造園工事の設計・施工および監理
イーアンドエー設計株式会社	10	100.0	住環境計画、建築設計
ビ・ホーム畳工業株式会社	20	100.0	畳製品の製造・販売
パナホーム テック(マレーシア)センディリアン バハッド [PANAHOME TECH(MALAYSIA)SDN. BHD.]	千マレーシア・リンギット 28,700	86.9	住宅用部材および原材料の製造・販売
(関連会社)			
株式会社パナホーム東海	60	50.0	パナホームの施工・販売
株式会社パナホーム愛岐	40	50.0	〃
株式会社パナホーム北関東	34	50.0	〃
株式会社パナホーム兵庫	99	48.0	〃
株式会社パナホーム静岡	50	48.0	〃
京都パナホーム株式会社	97	45.0	〃

(注)　記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

③　企業結合の経過

平成18年１月４日に連結子法人等である株式会社パナホーム テックを合併いたしました。

④　企業結合の成果

連結子法人等は９社であり、持分法適用会社は16社であります。

企業結合の成果は「１．営業の概況　(1) 企業集団の営業の経過および成果」に記載しております。

⑤　その他の重要な企業結合の状況

松下電工株式会社は、当社の議決権の27.4%（45,518千株）を保有しており、創業当初から密接な関係にあります。

(8) 会計監査人に対する報酬等の額

(平成18年３月31日現在)

①	当社および当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	54百万円
②	上記①の合計額のうち、公認会計士法第２条第１項の業務（監査証明業務）の対価として当社および当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	49百万円
③	上記②の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額	48百万円

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」に基づく監査報酬額と証券取引法に基づく監査報酬額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、上記③の金額には証券取引法に基づく監査報酬額を含めて記載しております。

連結貸借対照表

(平成18年３月31日現在)

資産の部	百万円	負債の部	百万円
流動資産	**116,950**	**流動負債**	**79,026**
現金預金	54,435	支払手形及び工事未払金	34,067
受取手形及び完成工事未収入金	6,209	短期借入金	543
有価証券	1,499	未払金	7,032
棚卸資産	44,300	未払法人税等	444
繰延税金資産	6,786	未成工事受入金	15,945
その他	3,749	賞与引当金	3,362
貸倒引当金	△ 30	完成工事補償引当金	3,494
		売上割戻引当金	17
		その他	14,118
固定資産	**97,068**	**固定負債**	**17,149**
有形固定資産	**49,914**	再評価に係る繰延税金負債	2,248
建物及び構築物	21,822	退職給付引当金	5,719
機械装置及び運搬具	3,281	その他	9,181
工具器具及び備品	351	**負債合計**	**96,175**
土地	23,878	**少数株主持分**	
建設仮勘定	581	**少数株主持分**	**736**
無形固定資産	**2,255**	**資本の部**	
投資その他の資産	**44,897**	**資本金**	**28,375**
投資有価証券	20,768	**資本剰余金**	**31,961**
長期貸付金	10,503	**利益剰余金**	**63,028**
繰延税金資産	9,254	**土地再評価差額金**	**△ 6,624**
その他	5,269	**株式等評価差額金**	**758**
貸倒引当金	△ 898	**為替換算調整勘定**	**△ 42**
		自己株式	**△ 351**
		資本合計	**117,106**
資産合計	**214,018**	**負債、少数株主持分及び資本合計**	**214,018**

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有形固定資産の減価償却累計額 56,829百万円
3. パナホーム購入者のための住宅ローンおよびつなぎローンの保証債務 10,553百万円
4. 受取手形裏書譲渡高 0百万円

連結損益計算書

（平成17年４月１日から
平成18年３月31日まで）

	百万円
経常損益の部	
営業損益の部	
売上高	**272,294**
売上原価	**207,628**
売上総利益	**64,665**
販売費及び一般管理費	**60,927**
営業利益	**3,738**
営業外損益の部	
営業外収益	**1,683**
(受取利息及び配当金)	(567)
(持分法による投資利益)	(79)
(連結調整勘定償却額)	(309)
(その他の営業外収益)	(726)
営業外費用	**676**
(支払利息)	(524)
(その他の営業外費用)	(152)
経常利益	**4,744**
特別損益の部	
特別利益	**44**
(固定資産売却益)	(44)
特別損失	**6,568**
(固定資産除却損)	(303)
(ゴルフ会員権評価損等)	(7)
(減損損失)	(1,527)
(構造改革費用)	(4,729)
税金等調整前当期純損失	**1,778**
法人税、住民税及び事業税	337
法人税等調整額	594
少数株主損失	9
当期純損失	**2,701**

(注) 1.　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2.　減価償却実施額　3,807百万円
3.　１株当たり当期純損失　16円10銭

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1．　連結の範囲に関する事項

連結子法人等の数………………………………………９社

主要な連結子法人等の名称については、「営業報告書　２.会社の現況　(7)企業結合の状況」に記載しております。

なお、従来、持分法適用関連会社であった株式会社パナホーム滋賀およびその子法人等である株式会社パナホーム滋賀ＲＥは議決権比率の異動により連結子法人等となったため、連結子法人等の数が２社増加いたしました。一方、株式会社パナホーム　テックは当社との合併により消滅したため、連結子法人等の数が１社減少いたしました。

2．　持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社の数………………………………16社

主要な持分法適用関連会社の名称については、「営業報告書　２.会社の現況　(7)企業結合の状況」に記載しております。

なお、従来、持分法適用関連会社であった株式会社パナホーム滋賀は議決権比率の異動により連結子法人等となったため、持分法適用関連会社の数が１社減少いたしました。

また、関連会社である入江工営株式会社は、連結当期純損益および連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3．　連結子法人等の事業年度等に関する事項

連結子法人等のうち、パナホーム テック（マレーシア）センディリアン バハッド［PANAHOME TECH(MALAYSIA) SDN.BHD.］およびパナホーム ニュージーランド リミテッド［PANAHOME NEWZEALAND LTD.］の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4．　会計処理基準に関する事項

(1)　有価証券の評価の方法

満期保有目的の債券………………………………償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの…………………………………決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの…………………………………移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価の方法

未成工事支出金、分譲用建物、分譲用土地……個別法による原価法
製品、原材料、仕掛品、貯蔵品…………………総平均法による原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産　建物……………………………定額法
その他の有形固定資産………定率法
なお、在外連結子法人等は定額法によっております。

② 無形固定資産　…………………………………定額法

(4) 重要な引当金の計上の方法

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、翌連結会計年度支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

③ 完成工事補償引当金

引渡後の建築物および住宅システム部材の瑕疵担保責任に基づく補償費の支出に備えるため、保証責任が伴う完成工事高、不動産事業売上高の建物部分および住宅システム部材売上高に過去の実績率を乗じた額と特定の物件について補償費用の個別見積額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年～10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年～19年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(5) 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、発生連結会計年度の費用として処理しております。

(6) 連結子法人等の資産および負債に関する事項

連結子法人等の資産および負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(7) 連結調整勘定の償却に関する事項

連結調整勘定は、実質的判断による年数の見積りが可能なものはその見積年数で、その他のものについては、発生連結会計年度に一括して償却することとしております。なお、金額が僅少なものについては発生連結会計年度に一括して償却することとしております。

(8) 利益処分項目等の取扱いに関する事項

連結会社の利益処分については、連結会計年度中に確定した利益処分に基づいて作成しております。

(9) 会計方針の変更

固定資産の減損に係る会計基準

当連結会計年度より、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会　平成14年８月９日)）および「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第６号　平成15年10月31日）を適用しております。これにより税金等調整前当期純損失が1,493百万円増加しております。

なお、減損損失累計額については、各資産の金額から直接控除しております。

事業用土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年法律第34号）および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年法律第24号）に基づき、平成12年３月31日に事業用土地の再評価を行いました。再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額は、再評価額の帳簿価額の合計額に比べて4,627百万円下回っております。

貸借対照表

(平成18年３月31日現在)

資産の部	百万円	負債の部	百万円
流動資産	**111,497**	**流動負債**	**75,932**
現金預金	52,363	支払手形	129
受取手形	195	工事未払金	15,414
完成工事未収入金	2,044	買掛金	17,656
売掛金	3,366	未払金	6,968
有価証券	1,499	未払費用	1,872
未成工事支出金	6,580	未払法人税等	321
分譲用建物	6,985	未成工事受入金	13,868
分譲用土地	26,295	前受金	987
製品	1,657	預り金	2,805
原材料・仕掛品・貯蔵品	966	従業員預り金	9,128
前渡金	772	賞与引当金	3,278
前払費用	196	完成工事補償引当金	3,480
繰延税金資産	6,801	売上割戻引当金	18
短期貸付金	723	**固定負債**	**15,867**
未収入金	996	再評価に係る繰延税金負債	2,248
預け金	75	退職給付引当金	5,440
貸倒引当金	△ 24	長期預り金	8,178
固定資産	**88,734**	**負債合計**	**91,800**
有形固定資産	**48,768**	**資本の部**	
建物	20,297	**資本金**	**28,375**
構築物	1,141	**資本剰余金**	**31,961**
機械装置	3,166	資本準備金	31,953
車両運搬具	107	その他資本剰余金	7
工具器具備品	330	自己株式処分差益	7
土地	23,202	**利益剰余金**	**54,315**
建設仮勘定	522	利益準備金	4,188
無形固定資産	**2,186**	配当積立金	4,400
施設利用権	193	別途積立金	46,000
ソフトウェア	1,993	当期未処理損失	272
投資その他の資産	**37,780**	**土地再評価差額金**	**△ 6,624**
投資有価証券	13,348	**株式等評価差額金**	**746**
子会社株式	510	**自己株式**	**△ 342**
長期貸付金	10,477	**資本合計**	**108,431**
長期受取債権	426		
繰延税金資産	9,279		
長期預け金	1,977		
その他の投資等	2,945		
貸倒引当金	△ 1,184		
資産合計	**200,232**	**負債及び資本合計**	**200,232**

(注) 1.　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2.　支配株主に対する

	短期金銭債権	8百万円
	短期金銭債務	24百万円

3.　子会社に対する

	短期金銭債権	253百万円
	長期金銭債権	350百万円
	短期金銭債務	656百万円
	長期金銭債務	3百万円

4.　有形固定資産の減価償却累計額　55,934百万円

5.　貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している設備（展示場建物、コンピュータほか）があります。

6.　パナホーム購入者のための住宅ローンおよびつなぎローンの保証債務　10,246百万円

7.　商法施行規則第124条第３号の規定により、純資産額のうち配当制限を受ける額は746百万円であります。

損　益　計　算　書

(平成17年４月１日から
平成18年３月31日まで)

	百万円
経常損益の部	
営業損益の部	
売上高	**263,953**
完成工事高	181,134
不動産事業売上高	43,367
住宅システム部材売上高	39,451
売上原価	**201,470**
完成工事原価	137,280
不動産事業売上原価	37,491
住宅システム部材売上原価	26,697
売上総利益	**62,483**
完成工事総利益	43,853
不動産事業総利益	5,876
住宅システム部材総利益	12,754
販売費及び一般管理費	**58,807**
営業利益	**3,675**
営業外損益の部	
営業外収益	**1,235**
(受取利息及び配当金)	(598)
(その他の営業外収益)	(636)
営業外費用	**644**
(支払利息)	(511)
(その他の営業外費用)	(132)
経常利益	**4,266**
特別損益の部	
特別利益	**22**
(固定資産売却益)	(22)
特別損失	**6,997**
(固定資産除却損)	(303)
(関係会社株式評価損)	(979)
(ゴルフ会員権評価損等)	(7)
(減損損失)	(911)
(構造改革費用)	(4,794)
税引前当期純損失	**2,708**
法人税、住民税及び事業税	170
法人税等調整額	616
当期純損失	**3,495**
前期繰越利益	4,456
土地再評価差額金取崩額	24
中間配当額	1,258
当期未処理損失	**272**

(注) 1.　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2.	支配株主との取引高	売上高	414百万円
		仕入高	46百万円
		その他の営業取引高	214百万円
		営業取引以外の取引高	10百万円
3.	子会社との取引高	売上高	1,769百万円
		仕入高	3,740百万円
		その他の営業取引高	320百万円
		営業取引以外の取引高	16百万円
4.	減価償却実施額		3,716百万円
5.	１株当たり当期純損失		20円83銭

重要な会計方針

1.　有価証券の評価の方法

満期保有目的の債券…………………………………償却原価法（定額法）
子会社株式及び関連会社株式………………………移動平均法による原価法
その他有価証券
　時価のあるもの……………………………………決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)
　時価のないもの……………………………………移動平均法による原価法

2.　棚卸資産の評価の方法

未成工事支出金、分譲用建物、分譲用土地………個別法による原価法
製品、原材料・仕掛品・貯蔵品……………………総平均法による原価法

3.　固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産　建物……………………………定額法
　　　　　　　　　その他の有形固定資産…………定率法
(2) 無形固定資産　………………………………………定額法

4.　重要な引当金の計上の方法

(1) 貸倒引当金
売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金
従業員賞与の支給に備えるため、翌期支給見込額のうち当期の支給対象期間に対応する額を計上しております。

(3) 完成工事補償引当金
引渡後の建築物および住宅システム部材の瑕疵担保責任に基づく補償費の支出に備えるため、保証責任が伴う完成工事高、不動産事業売上高の建物部分および住宅システム部材売上高に過去の実績率を乗じた額と特定の物件について補償費用の個別見積額を計上しております。

(4) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。
過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年～10年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年～19年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理しております。

5． 消費税等の会計処理方法
税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、発生年度の費用として処理しております。

6． 会計方針の変更
固定資産の減損に係る会計基準
当期より、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会　平成14年8月9日)）および「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号　平成15年10月31日）を適用しております。これにより税引前当期純損失が899百万円増加しております。
なお、減損損失累計額については、各資産の金額から直接控除しております。

事業用土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年法律第34号）および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年法律第24号）に基づき、平成12年3月31日に事業用土地の再評価を行いました。再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額は、再評価額の帳簿価額の合計額に比べて4,627百万円下回っております。

利益処分案

	円
当期未処理損失	272,292,287
別途積立金取崩額	4,000,000,000
合計	**3,727,707,713**
これを次のとおり処分いたします。	
利益配当金 （1株につき7円50銭）	1,258,782,090
次期繰越利益	2,468,925,623

(注) 平成17年11月30日に1,258,711,118円（1株につき7円50銭）の中間配当を実施いたしました。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年４月22日

パナホーム株式会社
　取 締 役 会 御中

監査法人　ト　ー　マ　ツ

指 定 社 員 業務執行社員　公認会計士　土　田　秋　雄　㊞

指 定 社 員 業務執行社員　公認会計士　藤　川　　　賢　㊞

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の２第３項の規定に基づき、パナホーム株式会社の平成17年４月１日から平成18年３月31日までの第49期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従いパナホーム株式会社及びその子会社から成る企業集団の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。

会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当営業年度から固定資産の減損に係る会計基準を適用することとしたが、この適用は会計基準の変更に伴う会計方針の変更であり、相当と認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書　謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年４月１日から平成18年３月31日までの第49期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表および連結損益計算書）に関して各監査役から監査の方法および結果の報告を受け、協議のうえ、本監査報告書を作成し、次のとおり報告いたします。

1.監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針および監査計画等に従い、連結計算書類について取締役、内部監査部門および会計監査人から報告および説明を受け、監査いたしました。

2.監査の結果

会計監査人 監査法人 トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成18年４月25日

パナホーム株式会社　監査役会

監　査　役（常勤）　慶　野　雅　彦　㊞

監　査　役（常勤）　濵　口　　　守　㊞

監　査　役　　　　　川　口　和　三　㊞

(注)　監査役 濵口 守および監査役 川口和三は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第１項に定める社外監査役であります。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年４月22日

パナホーム株式会社
取 締 役 会 御中

監査法人　ト　ー　マ　ツ

指 定 社 員 業務執行社員　公認会計士　土　田　秋　雄　㊞

指 定 社 員 業務執行社員　公認会計士　藤　川　　賢　㊞

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第２条第１項の規定に基づき、パナホーム株式会社の平成17年４月１日から平成18年３月31日までの第49期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書(会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

(1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
　会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当営業年度から固定資産の減損に係る会計基準を適用することとしたが、この適用は会計基準の変更に伴う会計方針の変更であり、相当と認める。
(2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
(3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
(4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年４月１日から平成18年３月31日までの第49期営業年度における取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法および結果の報告を受け、協議のうえ、本監査報告書を作成し、次のとおり報告いたします。

1.監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針および監査計画等に従い、以下のとおり監査を実施いたしました。

(1) 取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役、内部監査部門等からその職務の執行状況を聴取し、決裁書類その他重要な書類を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査し、必要に応じて子会社から営業の報告を求めました。

(2) 会計監査人の独立性を監視し、会計監査人からその監査に関する報告および説明を受け、計算書類等および重要な取引記録につき検討を行いました。

(3)「商法施行規則」第133条第１項に定める取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引ならびに自己株式の取得および処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、取締役の法令遵守の状況、内部統制制度の実施状況および上述の取引の内容につき、取締役等から報告を求め、また必要に応じて調査と検討を行いました。

2.監査の結果

(1) 取締役の職務遂行に関しては、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、「商法施行規則」第133条第１項に定める事項についても、取締役の義務違反はないものと認めます。

また、取締役の職務遂行のうち、子会社に関しても指摘すべき事項は認められません。

(2) 会計監査人 監査法人 トーマツの監査の方法および結果は、相当であると認めます。

(3) 営業報告書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

(4) 利益処分に関する議案は、会社の財産の状況その他の事情に照らして指摘すべき事項は認められません。

(5) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。

平成18年４月25日

パナホーム株式会社　監査役会

監査役（常勤）　慶野雅彦　㊞
監査役（常勤）　濵口　守　㊞
監査役　川口和三　㊞

(注)　監査役 濵口 守および監査役 川口和三は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第１項に定める社外監査役であります。

以　上

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　第49期利益処分案承認の件

　当期は、構造改革の実行により、一時的に多額の損失を計上することとなりましたが、当社は、安定的に配当を継続することが株主の皆様に対する最も重要な利益還元策の一つと位置づけております。この考え方に基づき、当期の利益処分につきましては、配当を実施するとともに損失を次期に繰り越さないため、別途積立金の一部を取り崩したうえで、23頁に記載の内容といたしたく存じます。

　なお、当期の利益配当金につきましては、１株につき７円50銭といたしたく存じます。これにより、中間配当金を含めた当期の年間配当金は、１株につき15円となります。

　また、取締役賞与金および監査役賞与金は、引き続き計上を見送ることといたしたく存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

1.　変更の理由

　会社法（平成17年法律第86号）ならびに会社法施行規則および会社計算規則が平成18年５月１日に施行されたことに伴い、以下のとおり変更を行うとともに、あわせて所要の変更を行うものであります。

(1)　株主総会参考書類等のインターネット開示

　株主総会の招集に際し、株主の皆様の利便性を高めるために、インターネットを利用した株主総会参考書類等の開示を可能とする規定を変更案第15条に新設いたします。

(2)　取締役・監査役の責任免除

　取締役および監査役が、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、社外取締役および社外監査役にふさわしい優秀な人材の招聘に備えるため、取締役および監査役の責任免除に関する規定を、変更案第23条および変更案第32条に新設いたします。

　なお、取締役の責任免除に関する規定の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

(3)　取締役会の決議方法

　取締役会において、議案の内容に応じた機動的な経営判断を可能とするため、書面または電磁的方法により決議があったものとみなす規定を変更案第25条に新設いたします。

(4)　取締役会決議による剰余金の配当等の決定

　機動的な資本政策および配当政策の実施を可能とするため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことを可能とする旨の規定を変更案第36条に新設いたします。

(5)　その他の変更

　上記のほか、変更案第４条（機関)、変更案第７条（株券の発行）および変更案第13条（定時株主総会の基準日）を新設するとともに、条文の削除、その他の修正ならびに条数および字句の変更を行います。

2.　変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第１章　総　則	第１章　総　則
第１条(商号) 当会社はパナホーム株式会社と称し、英文では PanaHome Corporationと表示する。	第１条(商号) 当会社は、パナホーム株式会社と称し、英文では PanaHome Corporationと表示する。
第２条(目的) 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～　(省　略) 8. 9.介護保険法による居宅介護支援事業および痴呆対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護、通所介護、短期入所生活介護、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、福祉用具貸与等に関する居宅サービス事業 11. ～　(省　略) 25.	第２条(目的) 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～　(現行どおり) 8. 9.介護保険法による居宅介護支援事業および認知症対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護、通所介護、短期入所生活介護、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、福祉用具貸与等に関する居宅サービス事業 11. ～　(現行どおり) 25.
第３条(本店の所在地) 当会社は本店を大阪府豊中市におく。	第３条(本店の所在地) 当会社は、本店を大阪府豊中市に置く。
(新　設)	第４条(機関) 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1.取締役会 2.監査役 3.監査役会 4.会計監査人
第４条(公告の方法) 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告により行うことができないときは、日本経済新聞に掲載する。	第５条(公告の方法) 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告により行うことができないときは、日本経済新聞に掲載する。

現行定款	変更案
第2章　株　式	第2章　株　式
第5条(株式の総数) 当会社が発行する株式の総数は596,409,000株とする。ただし、株式の消却が行われた場合は、これに相当する株式数を減ずる。	第6条(発行可能株式総数) 当会社の発行可能株式総数は、596,409,000株とする。
(新　設)	第7条(株券の発行) 当会社は、株式に係る株券を発行する。
第6条(自己株式の取得) 当会社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。	(削　除)
第7条(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行) 当会社の1単元の株式の数は、1,000株とする。 ②当会社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。	第8条(単元株式数および単元未満株券の不発行) 当会社の単元株式数は、1,000株とする。 ②当会社は、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。
第8条(単元未満株式の買増請求) 当会社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ）は、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売渡すことを当会社に対して請求(以下「買増請求」という。）することができる。ただし、当会社が売渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りでない。 ②買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会で定める株式取扱規則による。	第9条(単元未満株式の買増請求) 当会社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ）は、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となるべき数の株式を売り渡すことを当会社に対して請求（以下「買増請求」という。）することができる。ただし、当会社が売り渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りでない。 ②買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会において定める株式取扱規則による。

現行定款	変更案
第9条(基準日) 当会社は、毎決算期の最終の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）に記載または記録された議決権を行使しうる株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。 ②前項のほか必要あるときは、本定款に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議により、あらかじめ公告のうえ、一定の日における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使することのできる株主または質権者とする。	(削　除)
第10条(名義書換代理人) 当会社は、株式につき名義書換代理人をおく。 ②名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 ③当会社の株主名簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備えおき、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、株券喪失登録、単元未満株式の買取りおよび売渡し、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。	第10条(株主名簿管理人) 当会社は、株主名簿管理人を置く。 ②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 ③当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。
第11条(株式取扱規則) 当会社の発行する株券の種類、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、株券喪失登録、単元未満株式の買取りおよび売渡し、その他株式に関する事項は、本定款に定めるもののほか取締役会で定める株式取扱規則による。	第11条(株式取扱規則) 当会社の株式に関する取扱いは、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

現行定款	変更案
第３章　株主総会	第３章　株主総会
第12条(招集) 当会社の定時株主総会は毎年４月１日から３ヵ月内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。	第12条(招集) 当会社の定時株主総会は、毎年６月に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。
(新　設)	第13条(定時株主総会の基準日) 当会社の定時株主総会における議決権の基準日は、毎年３月31日とする。
第13条(議長) 株主総会の議長には取締役社長が当り、取締役社長事故あるときは取締役会長またはあらかじめ取締役会の定めるところにより他の取締役がこれに代わる。	第14条(招集権者および議長) 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めるところにより、他の取締役がこれに代わる。
(新　設)	第15条(参考書類等のインターネット開示) 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類および事業報告に記載または表示すべき情報を、法務省令の定めるところに従い、インターネットにより開示することができる。 ②前項の開示を行ったときは、法務省令に定めるところにより、当会社がその情報を株主に対して提供したものとみなす。
第14条(決議の方法) 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席株主の議決権の過半数で決する。 ②商法第343条の規定による株主総会の決議は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上で決する。	第16条(決議の方法) 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 ②会社法第309条第２項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

現行定款	変更案
第15条(議決権の代理行使) 株主は当会社の議決権を行使しうる他の株主を代理人として議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は委任状を当会社に差出さなければならない。	第17条(議決権の代理行使) 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。
第4章　取締役および取締役会	第4章　取締役および取締役会
第16条(取締役の数) 当会社は取締役3名以上をおく。	第18条(取締役の員数) 当会社は、取締役3名以上を置く。
第17条(取締役の選任) 取締役は株主総会で選任する。 ②前項の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で決する。 ③取締役の選任決議については累積投票によらない。	第19条(取締役の選任方法) 取締役は、株主総会において選任する。 ②前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ③取締役の選任決議については、累積投票によらない。
第18条(代表取締役および役付取締役) 会社を代表すべき取締役は取締役会の決議で定める。 ②取締役会はその決議により取締役の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。	第20条(代表取締役および役付取締役) 取締役会は、その決議によって、取締役の中から代表取締役を選定する。 ②取締役会は、その決議によって取締役の中から取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。
第19条(役付取締役の分掌) 取締役会長は取締役会をつかさどり会社業務を統理する。 ②取締役社長は取締役会の決議を執行して会社業務全般を処理し、取締役会長欠員もしくは事故あるときは、その職務を代行する。	(削　除)

現行定款	変更案
③取締役副社長、専務取締役および常務取締役は取締役社長を補佐して会社の日常業務を処理し、取締役社長事故あるときは順次にその職務を代行する。	(削　除)
第20条(取締役の任期) 取締役の任期は、就任後１年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。	第21条(取締役の任期) 取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
第21条(取締役の報酬および退職慰労金) 取締役の報酬および退職慰労金は株主総会で定める。	第22条(取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。
(新　設)	第23条(取締役の責任免除) 当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第１項に定める取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。 ②当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第１項の損害賠償責任に関し、同法第425条第１項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。
第22条(取締役会の招集の通知) 取締役会の招集の通知は、各取締役および各監査役に対し会日の３日前までに発するものとする。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。	第24条(取締役会の招集の通知) 取締役会の招集の通知は、各取締役および各監査役に対し会日の３日前までに発するものとする。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

現 行 定 款	変 更 案
(新　設)	第25条(取締役会の決議方法) 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 ②取締役が、取締役会における決議の目的事項を提案した場合、その提案につき取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。
第23条(取締役会規則) 取締役会に関する事項については、取締役会で定める取締役会規則による。	第26条(取締役会規則) 取締役会に関する事項については、取締役会において定める取締役会規則による。
第５章　監査役および監査役会	第５章　監査役および監査役会
第24条(監査役の数) 当会社は監査役３名以上をおく。	第27条(監査役の員数) 当会社は、監査役３名以上を置く。
第25条(監査役の選任) 監査役は株主総会で選任する。 ②前項の選任決議は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で決する。	第28条(監査役の選任方法) 監査役は、株主総会において選任する。 ②前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
第26条(常勤の監査役および常任監査役) 当会社は監査役の互選をもって常勤の監査役を定める。また、監査役の互選をもって常任監査役を定めることができる。	第29条(常勤の監査役および常任監査役) 監査役会は、その決議によって、監査役の中から常勤の監査役を選定する。また、監査役の中から常任監査役を選定することができる。
第27条(監査役の任期) 監査役の任期は、就任後４年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。ただし、補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。	第30条(監査役の任期) 監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
第28条(監査役の報酬および退職慰労金) 監査役の報酬および退職慰労金は株主総会で定める。	第31条(監査役の報酬等) 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

現行定款	変更案
(新　設)	第32条(監査役の責任免除) 当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第１項に定める監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。 ②当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第１項の損害賠償責任に関し、同法第425条第１項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。
第29条(監査役会の招集の通知) 監査役会の招集の通知は、各監査役に対し会日の３日前までに発するものとする。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。	第33条(監査役会の招集の通知) 監査役会の招集の通知は、各監査役に対し会日の３日前までに発するものとする。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。
第30条(監査役会規則) 監査役会に関する事項については、監査役会で定める監査役会規則による。	第34条(監査役会規則) 監査役会に関する事項については、監査役会において定める監査役会規則による。
第６章　計　算	第６章　計　算
第31条(営業年度および決算期) 当会社の営業年度は毎年４月１日から翌年３月31日までとし、その末日をもって決算期とする。	第35条(事業年度) 当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までとする。
(新　設)	第36条(剰余金の配当等の決議機関) 当会社は、取締役会の決議により、剰余金の配当等、会社法第459条第１項各号に定める事項を行うことができる。
第32条(利益配当および中間配当) 当会社の利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。	第37条(剰余金の配当の基準日) 当会社における期末配当の基準日は、毎年３月31日とする。

現行定款	変更案
②当会社は取締役会の決議により、毎年９月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当（商法第293条ノ５の規定による金銭の分配をいう。以下同じ）を行うことができる。	②当会社における中間配当の基準日は、毎年９月30日とする。
(新　設)	③前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
③利益配当金および中間配当金が支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。なお、利益配当金および中間配当金には利息をつけないものとする。	第38条(配当金の除斥期間等) 配当財産が金銭である場合、その支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。なお、剰余金の配当には利息をつけない。

第３号議案　取締役６名選任の件

取締役６名全員が本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、取締役６名の選任をお願いしようとするものであります。
候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、当社における地位および担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社株式の数
1	古賀新也 昭和19年４月６日	昭和44年４月　松下電器産業株式会社に入社 平成12年５月　同　ＣＳ本部長 平成16年６月　当社取締役副社長、副社長執行役員に就任、現在に至る 平成17年11月　同　経営企画、広報宣伝、品質・環境、人事、法務・総務担当、現在に至る	15,000株
2	池田孝昭 昭和19年８月17日	昭和38年３月　松下電器産業株式会社に入社 平成10年６月　松下精工株式会社 常務取締役に就任 平成12年６月　同　専務取締役に就任 平成15年１月　松下エコシステムズ株式会社 専務取締役に就任 平成16年６月　当社取締役、専務執行役員に就任、現在に至る 平成17年11月　同　経営管理担当、現在に至る	11,000株

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、当社における地位および担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社株式の数
3	木野下　有　司 昭和23年５月７日	昭和46年４月　松下電工株式会社に入社 平成14年６月　当社取締役に就任、現在に至る 平成14年６月　同　執行役員に就任 平成14年10月　同　常務執行役員に就任 平成16年６月　同　専務執行役員に就任、現在に至る 平成16年６月　同　営業本部長、現在に至る	4,000株
4	矢　野　元　之 昭和21年９月２日	昭和44年４月　当社に入社 平成13年６月　同　取締役に就任 平成14年６月　同　取締役を辞任、執行役員に就任 平成15年６月　同　取締役、常務執行役員に就任、現在に至る 平成17年11月　同　全社技術担当、現在に至る	10,528株
5	※ 上　田　　勉 昭和22年９月22日	昭和46年４月　松下電器産業株式会社に入社 平成３年４月　同　システム営業本部 企画部長 平成12年８月　同　経営企画室長 平成15年６月　同　役員、パナソニックＡＶＣネットワークス社 上席副社長に就任 平成18年４月　当社顧問に就任、現在に至る	10,000株
6	※ 小　林　　昭 昭和25年５月30日	昭和48年４月　当社に入社 平成12年５月　同　中部営業部長 平成14年10月　同　執行役員に就任、現在に至る 平成14年10月　同　名古屋支社長 平成16年４月　同　建設・購買本部長 平成17年11月　同　建築技術・購買担当、現在に至る	6,000株

(注) 1.　候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2.　※印は、新任候補者であります。

第４号議案　監査役２名選任の件

監査役 濵口 守、川口和三の両氏は、本総会終結の時をもって辞任いたします。
つきましては、新たに監査役２名の選任をお願いしようとするものであります。
なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。
候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、当社における地位および担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社株式の数
1	※ 出水 順 昭和22年４月18日	昭和49年４月　弁護士登録（大阪弁護士会)、現在に至る 平成13年４月　大阪大学大学院法学研究科付属法政実務連携センター 客員教授に就任 平成16年４月　大阪大学法科大学院 特任教授に就任、現在に至る	0株
2	※ 中谷 茂 昭和23年10月19日	昭和48年４月　松下電器貿易株式会社に入社 平成４年４月　パナソニックファイナンス株式会社 常務取締役に就任 平成10年３月　パナソニックファイナンス アメリカ株式会社 社長に就任 平成16年１月　松下電器産業株式会社 監査役室長、現在に至る	0株

(注) 1.　候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2.　出水 順および中谷 茂は、社外監査役の候補者であります。
3.　※印は、新任候補者であります。

第５号議案　退任取締役および退任監査役に対する退職慰労金贈呈ならびに取締役および監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

本総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任の田尻勝彦、阿児洋之の両氏および監査役を辞任の濵口 守、川口和三の両氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当の範囲内において退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議にご一任願いたく存じます。

退任取締役および退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏　名	略　歴
田　尻　勝　彦	平成８年６月　当社常務取締役に就任 平成10年２月　同　専務取締役に就任 平成10年６月　同　取締役社長に就任、現在に至る
阿　児　洋　之	平成10年６月　当社取締役に就任 平成12年６月　同　常務取締役に就任 平成14年６月　同　取締役に就任、現在に至る
濵　口　　守	平成15年６月　当社監査役（常勤）に就任、現在に至る
川　口　和　三	平成16年６月　当社監査役に就任、現在に至る

また、当社は、構造改革の一環として役員報酬制度の見直しを行った結果、平成18年５月26日開催の取締役会において、現在の取締役および監査役に対する退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止し、毎年の業績・成果に見合う役員報酬へ一本化することを決議いたしました。

これに伴い、第３号議案をご承認いただくことを条件として重任する取締役 古賀新也、池田孝昭、木野下有司、矢野元之の各氏および在任中の監査役 慶野雅彦氏に対し、これまでの労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当の範囲内において退職慰労金の打切り支給を実施することとし、その具体的金額、支給の時期および方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議によることにご一任願いたいと存じます。

打切り支給の対象となる取締役および監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏　　　名	略　　　　　歴
古　賀　新　也	平成16年６月　当社取締役副社長に就任、現在に至る
池　田　孝　昭	平成16年６月　当社取締役に就任、現在に至る
木野下　有　司	平成14年６月　当社取締役に就任、現在に至る
矢　野　元　之	平成15年６月　当社取締役に就任、現在に至る
慶　野　雅　彦	平成15年６月　当社監査役（常勤）に就任、現在に至る

第６号議案　取締役および監査役の報酬額変更の件

当社の取締役および監査役の報酬額は、平成14年６月27日開催の第45回定時株主総会において取締役の報酬額を年額１億8,000万円以内、平成３年６月27日開催の第34回定時株主総会において監査役の報酬額を年額6,500万円以内とする旨ご承認いただき今日に至っております。

今般、役員報酬制度を見直すことにより、取締役および監査役に対する退職慰労金制度を廃止し、毎年の業績・成果に見合う役員報酬に一本化するため、取締役の報酬額を年額２億3,000万円以内、監査役の報酬額を年額7,300万円以内とすることにそれぞれ変更をお願いしようとするものであります。

また、この取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する給与は含まないものといたしたく存じます。

なお、第３号議案および第４号議案が原案どおり承認可決されますと、現在と同様に取締役は６名、監査役は３名になります。

以　上

【議決権を行使される場合のお手続について】

当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

〔郵送による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。

※議決権行使書用紙は、返送先（住友信託銀行株式会社 証券代行部）に、平成18年６月28日（水曜日）午後５時30分までに到着したものを有効な行使とさせていただきます。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

当社の指定する議決権行使サイト**（http：//www.webdk.net）**にアクセスしていただき、次の事項をご了承のうえ、**平成18年６月28日（水曜日）午後５時30分**までに行使してください。

１．インターネットによる議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによってのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただけます。

【議決権行使サイトＵＲＬ】 http://www.webdk.net

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「ＱＲコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細については、お手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

２．同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。

３．書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを議決権行使として取り扱わせていただきます。

４．インターネットによって、複数回数、または、パソコンと携帯電話により重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

５．議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は、株主様のご負担となります。

6．議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

①インターネットにアクセスできること。

②パソコンを用いて議決権を行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer 5.5以上またはNetscape® 6.2以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。

③携帯電話を用いて議決権を行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信(暗号化通信）が可能な機種であること。

(セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。)

(Microsoft®は、米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標です。Netscape®は、米国およびその他の諸国のNetscape Communications Corporationの登録商標です。)

〔システムに関するお問い合わせ〕

住友信託銀行証券代行部　【専用ダイヤル】 0120-186-417（24時間受付）

〔代理人による議決権行使の場合〕

議決権を有する他の株主１名を代理人として議決権を行使していただくことが可能です。ただし、代理人のご出席にあたりましては、株主様ご本人の議決権行使書用紙とともに、代理権を証する書面（委任状）をご提出ください。

以　上

※この招集ご通知添付書類および株主総会参考書類の内容について、株主総会の前日までに修正をする必要が生じた場合には、書面による郵送または当社ホームページ(http://www.panahome.jp/ir/）の掲載によりお知らせいたします。